

やさしさと
輝きに満ちた
笑顔のまち村上

第2次村上市総合計画

平成29年度 ▶ 平成33年度



平成29年3月
村上市

基 本 構 想

第1章 将来像・基本理念

1. まちの将来像

第1次村上市総合計画では、本市の目指すべきまちの将来像を「元気“^いeまち”村上市」とし、「住んでいいまち」「訪ねていいまち」などの意味を込めました。第2次村上市総合計画では、第1次村上市総合計画で掲げたまちの将来像を引き継ぎつつ、更に市民の幸せが大きく広がるまちを目指して、「やさしさと輝きに満ちた 笑顔のまち村上」をまちの将来像としています。

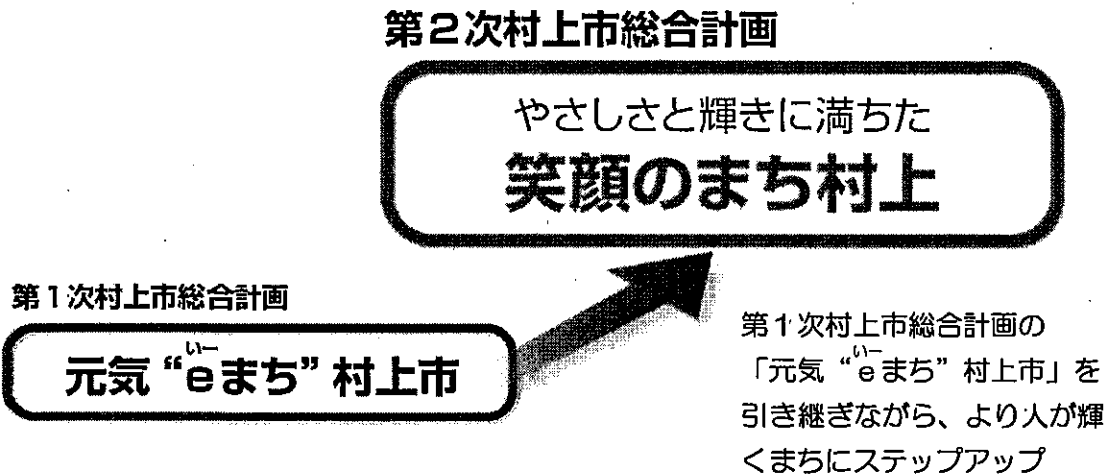


図 1-1 まちの将来像

まちの将来像

「やさしさと輝きに満ちた 笑顔のまち村上」に込められた意味

- 豊かで美しい自然環境、歴史・伝統がある様子、思いやりや支え合いが地域に広がっていく様子を「やさしさ(に満ちた)」として表現しています。
- 産業や地域が発展し、まちに活気があふれるなど、人々が輝いている様子、その輝きが本市の自信や誇りとなっていく様子を「輝き(に満ちた)」として表現しています。
- 私たちのふるさと村上市が、多方面に広がりを持ちながら発展していくことで、市民が笑顔(幸せ・元気)になっていく様子を「笑顔のまち村上」として表現しています。

2. まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、本市のまちづくりを進めていくうえで、市民一人ひとりと行政がお互いの立場で大切にしなければならない基本的な考え方や心構えを示したものです。

第2次村上市総合計画においては、『育む』、『創る』、『広げる』の3つ言葉を基本理念のテーマとしています。

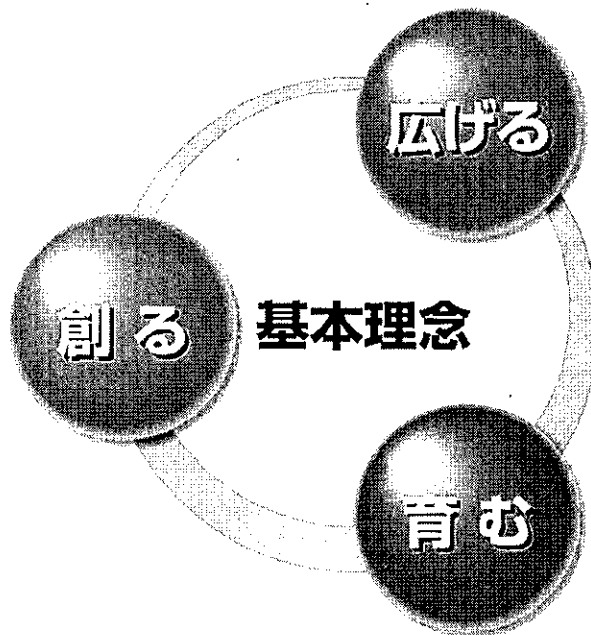


図 1-2 基本理念の3つのテーマ

まちづくりの基本理念

育む

やさしさと故郷の誇りを育み、人が育つまちをつくる

創る

賑わいと輝きを創り、活力あるまちをつくる

広げる

いきいきした地域を広げ、笑顔あふれるまちをつくる

第2章 基本目標

1. まちづくりの基本目標

まちづくりの基本目標は、本市が目指すまちの将来像を実現するための取り組みについて、基本的な方向性を示すものです。第2次村上市総合計画においては、次の6つの基本目標を設定し、『笑顔のまち村上』の実現を目指します。

いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり

少子高齢化を見据え、多様な支え合いや支援体制を整えるとともに、市民が健康で安心できる暮らしの実現を目指します。

- 市民が元気に暮らすことができるよう、保健・医療体制の充実とともに、疾病・介護予防や健康づくりに取り組みます。
- 安心して子どもを産み育てられる環境を整え、子育てを応援するまちづくりを進めます。
- 高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で暮らすことができるよう介護や福祉のサービスの充実を図りながら、生きがいのある暮らしづくりや健康寿命^{*}の延伸を積極的に進めます。
- 相談体制の充実や地域支え合い体制の構築など、多様な支援体制づくりを進めます。

ひと、まち、自然が調和する、美しい定住のまちづくり

本市の豊かな自然や美しい景観を守りつつ、利便性と安全性の高い調和のとれたまちづくりを目指します。

- 豊かな自然環境と美しい景観を後世に引き継ぐための環境保全活動を進めます。
- 自然エネルギーの利用やリサイクル率の向上などに努め、環境に低負荷な循環型社会^{*}の形成を推進します。
- 豊かで美しい環境や景観などを生かし、自然や文化と調和する都市の形成を目指します。
- 人と環境に配慮した長寿命で高耐久な社会基盤の整備を推進します。
- 日本海沿岸東北自動車道の市内全線開通を見据え、交通ネットワークの高度化や利便性の向上を進めます。

産業が創る地域の誇り、活力みなぎる賑わいのまちづくり

基盤整備や担い手確保を図りながら、時代に即した多様なニーズへの対応や地域の活性化支援により、本市経済の好循環と魅力の向上を目指します。

- 優れた品質の農林水産物を安定的に生産できる体制づくりを支援し、多様なニーズへの対応や担い手の確保などを図ります。
- 企業誘致や起業・創業による新たな仕事づくりを応援し、多様な産業の振興と雇用創出を図ります。
- 伝統産業や市内生産物の高付加価値化*と農林漁業の6次産業化*などにより、販売・収益の拡大等と市内産業の活性化を図ります。
- 全国に誇ることのできる様々な地域資源や人材を生かし、交流人口*の拡大や地域活性化につながる取り組みを進めます。
- 本市の魅力を多方面で発信し、認知度の向上やブランド力*の強化を図ります。

いのちと故郷を絆で守る、安全安心なまちづくり

自然災害をはじめ、環境や社会の変化に伴って発生する様々な危険を未然に防止する体制を整え、市民の安全安心な暮らしづくりを目指します。

- 自然災害の発生に備え、災害に強い環境整備と地域の体制づくりを進めます。
- 消防・救急体制の整備や消防団などの組織強化を図り、災害等の予防と市民の生命を守ります。
- 交通安全対策の充実と犯罪・非行の抑止活動を進め、市民の安全確保に努めます。
- 消費者の保護対策や特殊詐欺*の防止などについて、啓発活動の強化や相談体制の充実により、被害の防止と低減を図ります。

伝統と文化を言霊、すこやか郷育のまちづくり

歴史・文化・伝統行事など全国に誇れる郷土の宝を守り伝えながら、地域一体となった郷育の推進により、優れた人材の育成や豊かな地域づくりを目指します。

- 子どもたちの学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着と健やかな心身を育みます。
- 地域の優れた人材の活用や新潟リハビリテーション大学などとの連携により、学校と地域社会が一体となった教育環境づくりを進めます。
- 少子化に対応した教育環境の適正化や学習内容の充実を図ります。
- スポーツ、芸術・文化の振興に努めるとともに、歴史や伝統行事、文化財等の保存・継承などを進め、郷土の誇りを高める活動を推進します。
- 生涯にわたる学習活動を支援し、優れた人材の育成と豊かな地域づくりを進めます。

ひとりひとりが活躍する、市民が主役のまちづくり

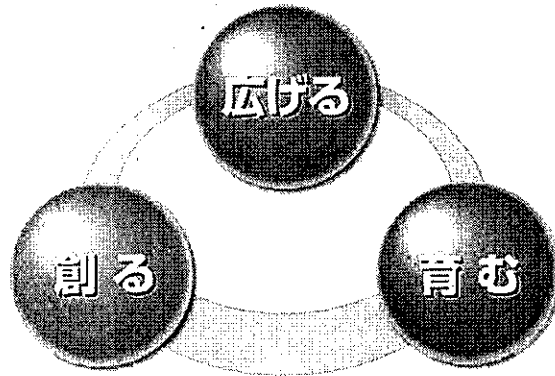
市民がまちづくりに参加する機会と気運の向上を図るとともに、行政のポテンシャル（能力）を高め、市民が活躍できるまちを目指します。

- 市民が自らの意志に基づき平等に参画できるまちづくりを推進します。
- まちづくりへの市民参画を支援し、協働して地域の課題解決や活性化に向けた取り組みを進めます。
- 多様な市民のニーズに柔軟に対応するため、行政事務や組織の効率化と体制づくりを進めます。
- 情報発信や市民参画を広げ、透明性の高い行政運営を図ります。
- 近隣市町村との広域的課題に対応するとともに、効果的な社会資源の活用や整備のため、定住自立圏*などによる広域行政を進めます。

将来像 みらいづくりのスローガン -----

やさしさと輝きに満ちた
笑顔のまち村上

基本理念 まちづくりの基本テーマ -----



基本目標 まちづくりの方針 -----

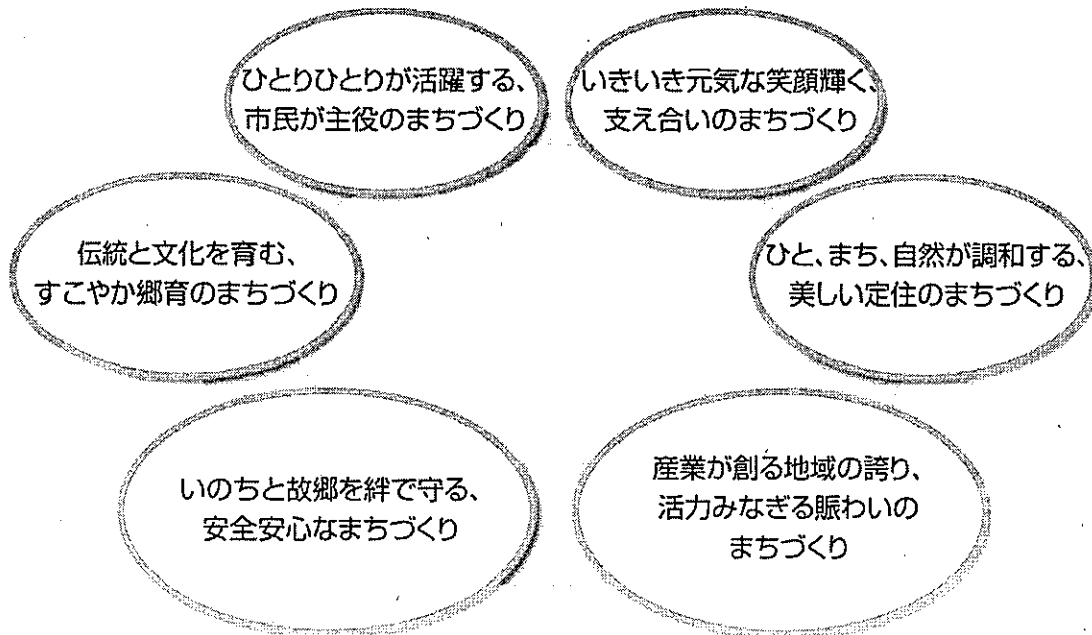


図 2-1 基本構想の体系

2. 重点戦略

重点戦略は、本市の将来像の実現に向け、特に重点的・優先的に取り組むものです。「村上市総合戦略」を第2次村上市総合計画の重点戦略として位置づけ、本市の最大の課題である人口減少問題に取り組むこととしています。

「村上市総合戦略」は、総合計画の各政策分野における施策や事業を横断的に取り組むものであり、人口減少問題に関する対策を主な目的とした計画です。計画期間は平成27年度～31年度までの5年間としていますが、期間終了後においても人口減少問題は市の最重要課題と考えられるため、第2次村上市総合計画における重点戦略として施策や事業の方向性は引き継ぐものとします。

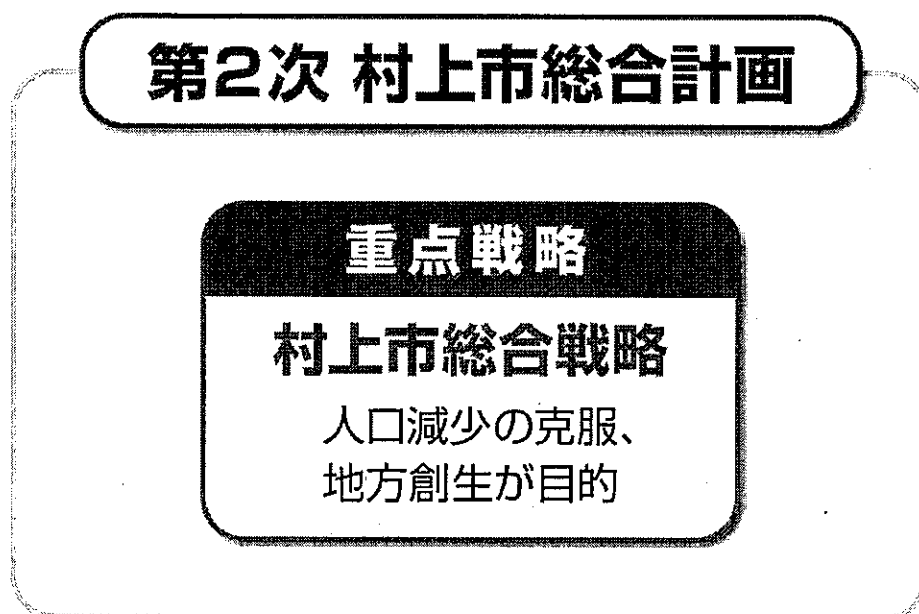


図 2-2 第2次村上市総合計画の重点戦略

第3章 土地利用構想

1. 土地利用構想の位置づけ

本市は、1,174km²という広大な面積の中に豊かな自然を有しており、市の重要な産業である農業や林業と合わせて緑豊かな土地が大部分を構成しています。また、先人が築き上げた歴史・文化が各地に色濃く残り、特色あるまち並みや集落が形成されています。

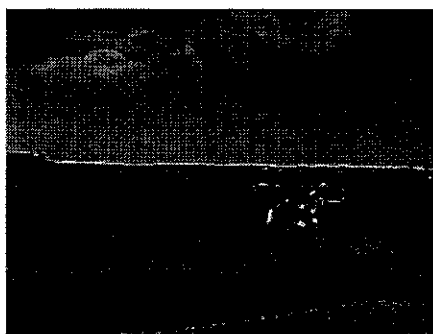
村上地区と荒川地区に主な中心市街地が形成されている一方で、広大な平野部や中山間部、細く長い海岸部に集落が点在し、道路や鉄道による結びつきが極めて重要となっています。

このことをふまえ、第2次村上市総合計画における土地利用構想では、本市の豊かな自然環境の保全と都市環境の調和に配慮しながら、第1次村上市総合計画の土地利用構想を基調としつつ、今後の土地利用に関し基礎となる考え方や方向性を示しています。なお、土地利用に関する具体的な方針や詳細な計画については、国土利用計画を中心とした各種個別計画において定めることとしています。



国の名勝天然記念物 笹川流れ

2. 各圏域と土地利用



平野部の広大な水田地帯

本市の土地形状は、海岸部と平野部、中山間部の3地域に大きく分けることができます。海岸部は、海岸線の総延長が約50kmにもおよび、県立自然公園となっている美しい海岸線には夏場に多くの観光客の来訪があります。平野部は、主に岩船産コシヒカリを生産する水田が広がっており、市の基幹産業である農業を支える食糧生産地帯となっています。中山間部は、市の北部を中心に越後杉ブランドの優良な木材や林産材の生産地帯となっており、市の北東側には磐梯朝日国立公園の豊かな森林が広がっています。

平野部のうち村上地区と荒川地区には市街地が形成されており、民間サービスを含めた都市機能が集積しています。この他、海岸部を中心に生活圏域が形成されている山北地区や、中山間部から高根川や三面川流域の農業地帯沿いに生活圏域が形成されている朝日地区、国道7号沿いに生活圏域を設け、平野部を中心に集落が形成されている神林地区があり、大きく分けて2つの市街地圏域と3つの生活圏域を形成しています。



磐梯朝日国立公園のブナの森

- 海岸部及び中山間部の自然豊かなエリア ……
- 平野部の水田を主とした農業中心エリア ……
- 村上地区・荒川地区の市街地エリア ……

自然ふれあいゾーン

食糧生産交流ゾーン

市街地活性化ゾーン

3. 交通ネットワークの形成

広大な面積に小さな集落が点在する本市は、中心となる市街地圏域と各地区の生活圏域を繋ぐ交通が重要となりますが、これらの道路や鉄道などの延長が大変長いものとなり、移動にかかる時間も長くなります。

こうした中、日本海沿岸東北自動車道が本市の南北を貫くことで、将来、移動時間は大幅に短縮することとなります。また、物流、通勤、交流人口※に多大な影響を及ぼすことが推察されるほか、各地区生活圏域から中心市街地の機能が利用しやすくなることから、市街地圏域が担う役割や機能がより高まることが期待されます。



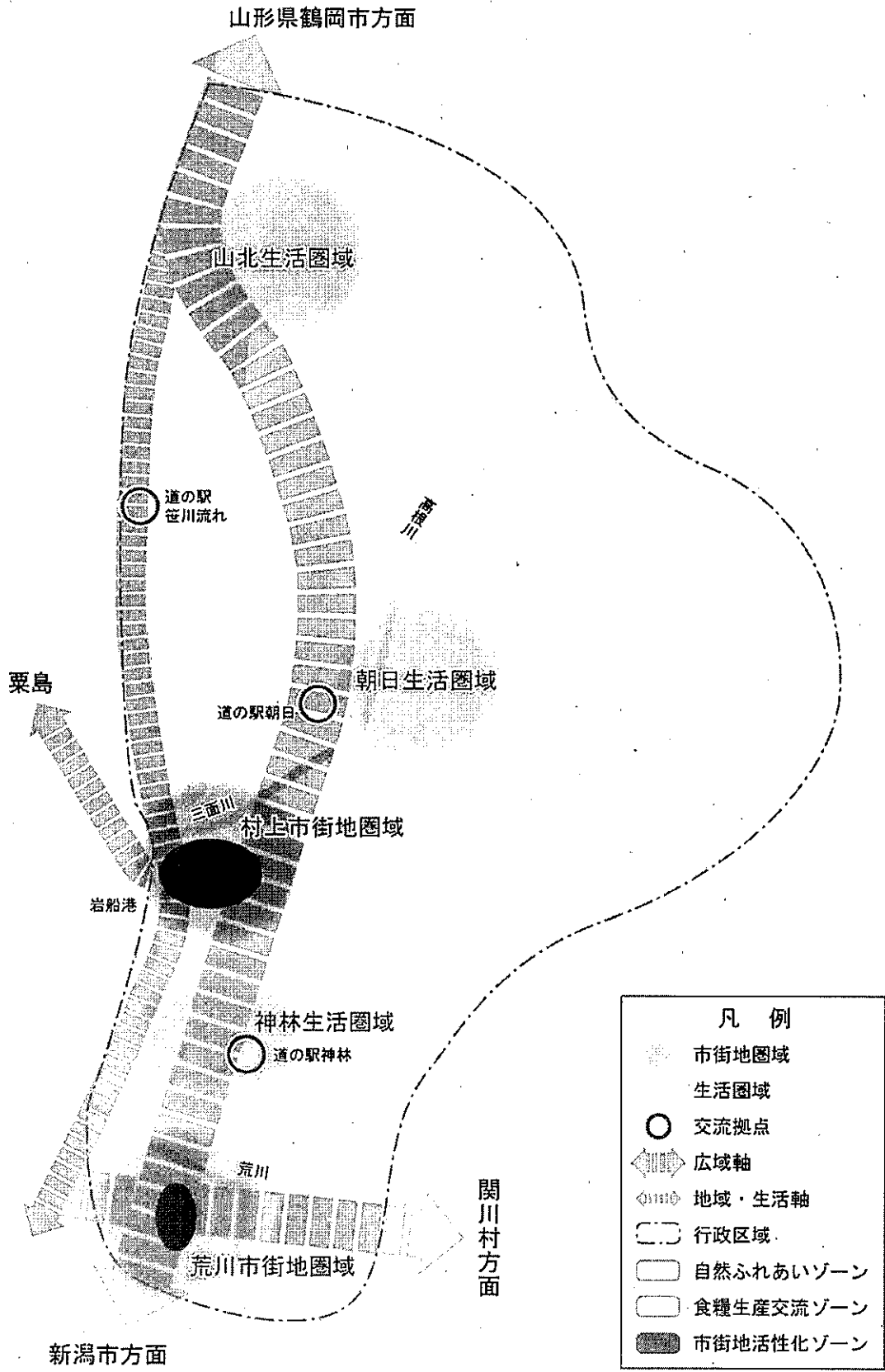
日本海沿岸東北自動車道



美しい海岸線に沿って走る JR 羽越本線

今後、本市の土地利用を具現化していく中で、日本海沿岸東北自動車道を中心に国道7号、国道113号、JR羽越本線及びJR米坂線などを地域間移動の「広域軸」として捉え、「市街地圏域」と「生活圏域」、「交流拠点」などとの繋がりを生活道路や身近な公共交通である「地域・生活軸」によってネットワークしていくことが重要となります。これにより、生活圏域の住みやすさと市街地圏域が持つ利便性を調和させることができるとともに、本市の一体的な土地利用が実現します。

4. 土地利用構想図



政策 1-2 子育て環境の充実

■現状と課題

- 「村上市子ども・子育て支援事業計画」及び「村上市次世代育成支援行動計画」に基づき、子育てに関する支援の充実を進めてきました。
- 多子世帯への保育料軽減など、子育て世代への経済的支援を強化しています。
- 各種アンケート調査では、休日等に親子で遊べる施設などの設置を希望する声が高くなっています。
- 病児・病後児保育、3歳未満児保育、休日保育の拡充など、保育ニーズが多様化してきています。
- 平成26年4月から、あらかわ保育園で市内初の公設民営方式による運営が始まりましたが、入園希望も多く好評を得ています。
- 保育園の老朽化が進行している中、適宜改修工事を実施していますが、園児の安全と良好な保育環境を確保するため、計画的に施設整備を行っていく必要があります。
- 産婦人科や小児科の医師不足により、市内で子どもを産み育てるための医療環境が次第に縮小してきています。
- 3～5歳児の肥満出現率が県平均より高い状況です。また、精神発達や情緒行動に問題がある子どもが多くなっています。
- 乳幼児の健診体制や離乳食を含めた食育指導などについて、よりきめ細かな健診内容や相談支援が必要です。

■政策の方針

- 産婦人科、小児科等の医療体制の確保に努めるとともに、母子保健の充実に向けた環境づくり等について、関係機関と連携して取り組みます。
- ひとり親世帯や多子世帯などに対する経済的支援や、妊娠・出産・子育てに関する相談支援の充実など、多方面からの子育て支援により、安心できる子育て環境づくりを進めます。
- 保育園の適正規模の維持をはじめ、多様な保育ニーズに対応した保育環境の整備、保育サービスの充実に努めます。



あらかわ保育園

■市民等の協力や役割

- 子どもが安心して育つ家庭環境づくりの実践
- 子どものための保育園と保育環境づくりへの理解
- 子育てに関する地域の見守りへの協力
- 医療機関の保健事業への協力及び連携
- 妊娠、出産及び子育てに関する教育や研修会などへの参加

■主要施策

1 母子保健事業の充実

- 子どもの成長発達段階に応じた適切な保健指導を行うとともに、育児や健康の相談支援の充実に向けた体制づくりを進めます。
- 専門医健診により発達障害などの早期発見につなげるとともに、関係機関と連携した支援を推進します。
- 若い年齢での不妊治療の開始につながるよう、受診へのきっかけづくりを促進します。

2 保育環境の整備・改善

- 混合保育を解消し、子どもの成長に合わせた保育を行うため、保育園の統廃合を計画的に進めます。
- 老朽化した保育園の改修や駐車場の環境整備等を計画的に行います。
- 3歳未満児保育や延長保育、休日保育の拡充など、公設民営化を取り入れながら保育サービスの充実強化を図ります。
- 正規保育士比率の向上と研修機会の確保や研修内容の充実を図りながら、保育士の資質の向上に取り組めます。
- 病児・病後児保育の円滑な運営に努めながら、施設拡充に向けて、関係機関と連携して取り組めます。

3 子育てを応援する環境づくり

- ひとり親世帯や多子世帯への経済的な支援を行い、社会で子どもを育てる環境づくりを進めます。
- 子育て支援センターの開所日拡大などにより、親子で集える子育ての拠点としての機能強化を図ります。
- 子どもが安全に遊べる場所や親子が集える場所づくりを進めます。
- 学童保育所の施設整備を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めます。
- 総合型地域スポーツクラブ*等関係団体との連携を図り、子どもの体力向上や健康づくりを図ります。
- 仕事と子育てを両立できるよう、市民や企業に向けワークライフバランスの推進を図ります。



子育て支援センター

■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
年間出生数	人	362 (H26年)	360
3～5歳児の肥満出現率	%	5.3 (H27年度)	5.3 以下
子育て支援センター利用者数	人	29,751 (H27年度)	33,500
病児保育施設数(体調不良児対応型含む)	箇所	1 (H27年度)	4